

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 ○ 外237名

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

和解案提示理由書

頭書事件について、本パネルは、東京電力福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）発生時に、福島県相馬郡飯舘村の前田・八和木行政区（以下「本行政区」という。）に居住していた申立人らのうち、本件事故発生後、速やかな避難ができず本行政区に滞在を続けた者に対して「放射線被曝による自己の健康面等に関して抱く現在及び将来にわたる恐怖や不安」（以下「放射線被曝に係る恐怖や不安」という。）に対する慰謝料として、被申立人は、別表記載のとおり、子供に対しては60万円、その他の者に対しては滞在期間等の事情に応じて10万円から30万円の賠償をするとの内容の和解案を提示した。本パネルが本和解案を提示した理由は以下のとおりである。なお、以下において、本件の申立人らのうち、放射線被曝に係る恐怖や不安に対する慰謝料について和解案提示の対象となった申立人らのことを、単に「申立人ら」と表記するものとする。

第1 本行政区の概要

申立人らが居住していた本行政区は、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）から北西方向約35キロメートルに位置し、本件事故発生後、平成23年4月22日に計画的避難区域（事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域）に指定され、その後平成24年7月17日に居住制限区域（放射線の年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被曝線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域）に指定された地区である。

飯舘村の住民数は、震災前の時点で6,509名であり、本行政区の住民は356名である（いいたてまでいな復興計画第4版 第2部、申立書4頁等参照）。

第2 申立人らが本件事故後の本行政区への滞在により、通常ではさらされることのないレベルの放射線被曝の具体的な危険にさらされ、その結果、「放射線被曝に係る恐怖や不安」を抱いたことが認められること

1 本行政区は、平成23年3月15日からおよそ2週間、極めて高線量であったと認められること

(1) 本件事故による放射性物質の総放出量及び時期

本件事故により、福島第一原発から大気中に放出された放射性物質の総放出量の推定値は、複数の機関・研究者から公表されているが、放出された核種の中でも特に重要な核種であるヨウ素131については13万から50万テラベクレル、セシウム137については1万から3.7万テラベクレルとされている（東京電力福島原子力発電所事故調査委員会作成の国会事故調報告書（以下、同委員会を「国会事故調査委員会」、同報告書を「国会事故調報告書」という。）参考資料4.1-1）。また、被申立人作成に係る「福島第一原子力発電所事故における放射性物質の大気中への放出量の推定について」の「4評価結果」によれば、セシウム137と同等量のセシウム134が大気中に放出されたとされている。

そして、「福島第一原発から放出された全放射エネルギーのうち、2号機原子炉からの放出量がかなり大きな部分を占めて」おり（国会事故調報告書156頁）、2号機原子炉は平成23年3月15日午前6時頃に格納容器の損傷が起こったと推定されていることから（同24頁、被申立人ウェブサイト等）、これらの放射性物質の大半は同日以降大気中に放出されたものと考えられる。

(2) 放射性物質の到達時期

飯舘村においては、飯舘村いちばん館に設置されたモニタリングポストの放射線量の数値が平成23年3月15日正午頃より急上昇し、同日午後6時頃、放射線量が最大値44.7 μ Sv/時を記録し、また、同日、本行政区において降雨が観測された。

したがって、福島第一原発から放出された放射性物質は、同日には本行政区に到達していたものと考えられる。

(3) セシウム134及びセシウム137の飛来状況等

ア 「文部科学省及び米国エネルギー省航空機による航空機モニタリングの測定結果について」(平成23年5月6日付)によれば、本行政区における地表から1mの高さの空間線量率(平成23年4月29日現在の値に換算したもの)は3.8から19 μ Sv/時(別紙1)、同じく本行政区におけるセシウム134及びセシウム137の合計蓄積量(平成23年4月29日現在の値に換算したもの)は1,000,000から30,000,000Bq/m²(別紙2)、同じく本行政区におけるセシウム134の蓄積量(平成23年4月29日現在の値に換算したもの)は1,000,000から3,000,000Bq/m²(別紙3)である。

この汚染の程度は、人がみだりに立ち入らないような措置を講じることが求められている「管理区域」設定基準の25倍から750倍である(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第1条1号、平成12年10月23日科学技術庁告示第5号第4条3号、同第8条、同別表第4によれば、管理区域の認定基準となる「汚染される物の表面の放射性同位元素の密度」は「40Bq/cm²」の「10分の1」である4Bq/cm²となり、これをm²換算すると、40,000Bq/m²となる。)

イ また、農林水産省作成の「農地土壌の放射性物質濃度分布図の作成について」(平成23年8月30日付)の別添4「福島県 農地土壌中の放射性セシウムの分析値」中の、本行政区内に位置する地図No338の調査結果によれば、平成23年4月15日に採取した土壌(地表面から深さ約15cmまでの土壌)に含まれる放射性セシウム濃度は、セシウム134について5,759Bq/kg、セシウム137については6,028Bq/kg(合計11,787Bq/kg)である。

この汚染の程度は、「特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により

汚染された廃棄物として指定」(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第17条1項)され、国の責任による「収集、運搬、保管及び処分」(同法第19条)の実施が求められることとなる基準値である8,000ベクレル/kg(同施行規則第14条)を上回るものである(なお、本件事故発生前の基準値は、80分の1である0.1ベクレル/g(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則第2条)である。)

(4) ヨウ素131の飛来状況

ヨウ素131については上記(1)のとおり大量に放出されたにもかかわらず、セシウム134及び137のような蓄積状況等を直接明らかにする資料は見当たらない。

しかし、原子力規制委員会作成に係る「原子力規制庁及び福島県による環境試料の測定結果(平成23年5月31日まで)」によれば、本行政区の北西に位置する飯舘村深谷から平成23年3月18日以降に採取された雑草(葉)、池水及び土壌からは、セシウム134及び137と同等ないしそれを上回る程度のヨウ素131が検出され、その最高値は次のとおりである。

記

【試料(採取日)】	【ヨウ素131】	【セシウム134】	【セシウム137】
葉(3月20日)	2,540,000	2,580,000	2,650,000
池水(3月19日)	2,450	862	940
土壌(3月20日)	1,170,000	162,000	163,000

(単位はBq/kg)

また、平成23年3月20日に飯舘村の水道から採取した水から、ヨウ素131が965Bq/kg検出されているが、これは暫定基準値300Bq/kg

g（乳児は100Bq/kgである。）を超えるものであった（福島原発事故独立検証委員会作成の調査・検証報告書（以下、同報告書を「民間事故調報告書」という。）57頁）。

したがって、平成23年3月15日以降、本行政区には、その正確な数値を得ることができないものの、セシウム134及びセシウム137と同等かそれ以上の大量のヨウ素131が存在していたことが認められる。

そして、平成23年4月以降に放出された放射性物質は、同年3月の総量に対して1%未満とされていること（被申立人作成に係る「福島第一原子力発電所事故における放射性物質の大気中への放出量の推定について」の「4評価結果」）、平成23年3月24日に飯舘村の花塚・滝下両浄水場において摂取された水から検出されたヨウ素131は100Bq/kgを下回っていること、同月29日に飯舘村の田尻浄水場において摂取された水から検出されたヨウ素131は100Bq/kgを下回っていること、同年4月11日以降は、上記いずれの浄水場における検出結果は検出限界値（概ね5～15Bq/kg）を下回り続けたこと（民間事故調報告書57頁）、上記「原子力規制庁及び福島県による環境試料の測定結果（平成23年5月31日まで）」によってもヨウ素131の検出量は遡減していること、及び、ヨウ素131の半減期は約8日とされていることからすれば、ヨウ素131が相当程度存在していた期間は、平成23年3月15日からおよそ2週間程度の期間であったと考えられる。

(5) 本行政区が計画的避難区域、居住制限区域に指定されたこと及びその経緯

申立人らが本件事故時に居住していた本行政区は、平成23年4月22日、計画的避難区域（事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域）に指定され、その後平成24年7月17日、居住制限区域（放射線の年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被曝線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域）に指定された。本行政区は、飯舘村の居住制限区域の中でも、蕨平行政区及び比曽行政区とともに「行政区の一部に高線量地区（50mSv/年超がある地

区)が混在する」(平成24年6月11日付『「避難指示区域の見直し」に係る飯館村の方針決定について(通知)』参照)地区として、飯館村の中では、帰還困難区域に指定された長泥行政区の次に高線量の地区であり、平成24年10月19日時点において、避難指示解除見込時期は蕨平行政区及び比曽行政区と並んで飯館村の居住制限区域の中で最長の「平成23年3月11日から5年」とされた(平成24年10月19日付原子力災害現地対策本部長名義の文書)。

なお、計画的避難区域の設定は平成23年4月22日であるが、同年3月21日時点で国際放射線防護委員会は、日本政府に対して緊急時の防護措置は20mSvから100mSvを基準に行うべきであるという2007年勧告を踏まえた措置を取るべきであるという通知を発している。また、同年3月30日に、国際原子力機関(IAEA)は、外務省に対して、飯館村に避難指示を出すべきであるとの勧告を行っている(国会事故調報告書354頁)。

これらの事実を踏まえ、国会事故調査委員会は、区域指定が同年4月22日になったことを「住民の安全を第一に考えていなかったと評価せざるを得ない。」と報告している(同355頁)。

(6) まとめ

本行政区についての放射性物質の飛来状況等(上記(1)ないし(4))及び避難指示区域指定の経緯(上記(5))に鑑みると、本行政区には、本件事故により福島第一原発から放射性物質が飛来して存在し、本件事故発生直後の平成23年3月15日頃から、飯館村の居住制限区域に指定された地区の中でも、蕨平行政区及び比曽行政区と並んで、より帰還困難区域に指定された長泥行政区の線量に近い極めて高線量の状態であったと認められる。

特に、平成23年3月15日からおよそ2週間程度の期間は、放射性ヨウ素が大量に存在していたことから、平成23年4月以降よりも、高線量の状態であったと認められる。

- 2 本行政区の住民は本件事故発生後、速やかに避難することがなかったこと
本件事故発生後、平成23年3月11日には福島第一原発の半径3キロメートル

ル圏内に、翌日である同月12日には半径20キロメートル圏内にそれぞれ「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的」（原子力災害対策特別措置法第1条）とする避難指示が出され、同圏内の住民は本件事故発生後数日以内に避難することとなった。

具体的には、本行政区と同様に、後に居住制限区域として指定された、南相馬市小高区の一部、浪江町の一部、大熊町の一部、富岡町の一部及び川内村の一部についてはいずれも平成23年3月12日に避難指示が出され、速やかに同地区の住民は避難していた。また、後に、避難指示解除準備区域（年間積算線量が20ミリシーベルト以下の地区）に指定された地区のうち福島第一原発の半径20キロメートル圏内についても同日、避難指示が出され、速やかに同地区の住民は避難していた。

しかしながら、福島第一原発から半径30キロメートルを超える場所に位置する本行政区の住民には、同日には避難指示が出されずに、同年4月22日になって初めて計画的避難区域に指定され避難指示が出された。そのため、申立人らは本件事故発生後も別表のとおり本行政区に滞在を続けることとなり、結果として、高線量下に身をさらすこととなった。

3 申立人らは福島第一原発から放出された放射性物質により、通常さらされることのないレベルの被曝の具体的危険にさらされたこと

(1) 申立人らは、本件事故発生後も、上記1のとおり極めて高線量であった本行政区から速やかに避難することなく放射線に対する特別な防護措置も講じずに本件事故前とほぼ同じ生活をしていた（甲〇、平成27年7月21日付申立人ら「回答書」）。

したがって、申立人らは、避難を開始するまでの間、本行政区に滞在したことにより、福島第一原発から放出された放射性物質による被曝の危険にさらされたことが認められる。

そして、その被曝の危険の程度については、外部被曝及び内部被曝それぞれの観点から検証する必要がある。

(2) 外部被曝の危険について

福島県は「福島県民健康管理調査」の一環として、平成23年3月11日から同7月11日までの4か月の「外部被ばく線量推計調査」を行っているところ、平成28年6月30日現在の調査結果によれば、飯舘村住民2335名の積算推計線量は下記のとおりである。

記

0ミリシーベルト以上1ミリシーベルト未満	186名	(8.0%)
1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満	316名	(13.5%)
2ミリシーベルト以上5ミリシーベルト未満	1075名	(46.0%)
5ミリシーベルト以上10ミリシーベルト未満	699名	(29.9%)
10ミリシーベルト以上	59名	(2.5%)

また、同調査結果における、帰還困難区域を含む市町村（飯舘村及び南相馬市を除いた、浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・葛尾村。）の住民合計2万4258名の積算推計線量は下記のとおりであり、2ミリシーベルト未満の住民合計が95%を超えている。このこととの対比から、飯舘村の住民の積算推計線量が突出して多いことが認められる。

記

0ミリシーベルト以上1ミリシーベルト未満	18108名	(74.6%)
1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満	5131名	(21.2%)
2ミリシーベルト以上5ミリシーベルト未満	874名	(3.6%)
5ミリシーベルト以上10ミリシーベルト未満	94名	(0.4%)
10ミリシーベルト以上	51名	(0.2%)

なお、平成23年12月13日発表の同調査の調査結果（以下「第一報」という。）は川俣町（山木屋地区）、浪江町、飯舘村の住民のうち1589名を対象として行われており、被申立人は同1589名を母数として飯舘村内の本行政区に居住していた申立人らの積算線量を推認しているが、その内訳は浪江町住民が1296人（81.6%）、川俣町住民が228人（14.4%）、飯舘村住民

が65人(4%)であり、かつ、浪江町の住民1296名の積算推計線量は下記のとおりであって、上記の飯舘村住民2335名の積算推計線量とは状況が全く異なることから、被申立人の主張する推認方法は、申立人らの積算線量を過少に評価する可能性があるので妥当でない。

記

0ミリシーベルト以上1ミリシーベルト未満	940名(72.5%)
1ミリシーベルト以上5ミリシーベルト未満	343名(26.5%)
5ミリシーベルト以上10ミリシーベルト未満	10名(0.8%)
10ミリシーベルト越え	3名(0.2%)

加えて、上記第一報の発表にあたり、独立行政法人放射線医学総合研究所が「外部被ばく線量の推計について(外部被ばく線量評価システムの概要と避難行動のモデルパターン別の外部被ばく線量の試算結果)」を発表しているところ、同モデルケース15では「3月11日飯舘村役場。5月29日福島市役所飯野支所に10時から移動。」というケースが想定され(別表記載の○-○の申立人がこのケースに近いと考えられる。)ており、線量値は5.5mSvになること、更に条件を「村内で避難開始までの線量が最大になる領域からの避難の場合」とすると線量値が18mSvになることが示され、また、同モデルケース16では「3月11日飯舘村役場。6月21日福島市役所飯野支所に10時から移動。」というケースが想定され(別表記載の○-○、○-○、○-○及び○-○の申立人がこのケースに近いと考えられる。)ており、線量値は6.2mSvになること、更に条件を「村内で避難開始までの線量が最大になる領域からの避難の場合」とすると線量値が19mSvになることが示されている。

そして、上記1のとおり本行政区の汚染状況は上記モデルケースとなっている「飯舘村役場」よりは「村内で避難開始までの線量が最大になる領域」に近いこと及び上記調査結果からすると、平成23年3月15日以降、特段の防護措置を採らずに本行政区に留まった場合、5ミリシーベルト以上、場合によっては20ミリシーベルトに近い量の外部被曝の危険があったといえる。

(3) 内部被曝の危険について

「事故発生直後の初期においては、住民が、放射性ヨウ素を吸入することによりに内部被ばくするリスク（初期被ばくのリスク）が高い（国会事故調報告書414頁）とされている。

具体的な放射性ヨウ素による内部被曝については、「原災本部又は福島県は、十分に放射性ヨウ素による内部被ばく検査を実施していないために、住民の放射性ヨウ素による初期の内部被ばくの実態が明らかになっていない」（国会事故調報告書416頁）し、「事故初期のヨウ素等短半減期核種による内部被ばく線量評価調査」（乙〇）も「多くの不確かさ要因が残されて」いるため、放射性ヨウ素による正確な内部被曝の状況は明らかになっていないが、「事故初期のヨウ素等短半減期核種による内部被ばく線量評価調査」（乙〇）によれば、飯舘村住民の初期内部被曝線量推計の暫定結果は、1歳児が30ミリシーベルト、成人が20ミリシーベルトとされ、1歳児、成人とも、福島県内で最も高い数値となっている。同調査では、その要約において、「原発近傍の市町村の住民については、比較的多量の放射性物質の放出があったとされる3月15日までの避難により、内部被ばくが大幅に回避されたことが示唆された」と報告されている。逆に言えば、3月15日までに避難をしていない申立人らが、内部被曝の危険を回避できなかったことが示唆されているものというべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、申立人らは別表のとおり本行政区に滞在していたこと、特に、より高線量であったと考えられ、放射性ヨウ素の吸引による内部被曝のリスクの高かった平成23年3月15日から約2週間程度の期間内の一定期間、本行政区に滞在していたことにより、平成23年3月12日の避難指示に基づき避難した住民らがさらされた被曝の危険を優に超えるレベルの被曝の危険にさらされていたことが認められる。

4 本行政区への滞在により、通常はさらされることがないレベルの放射線被曝の具体的な危険にさらされた結果、申立人らが極めて大きな「放射線被曝に係る恐

怖や不安」を抱いたと認められること

以上のとおり、申立人らは、本件事故発生後本行政区に留まったものの、本行政区はその後、計画的避難区域、居住制限区域と再編されることとなり、更に本件事故後当初は明らかではなかったものの、本件事故後の調査などから、飯舘村住民が、平成23年3月12日の避難指示に基づき避難した福島第一原発近傍の市町村の住民らに比べて突出した外部被曝の危険にさらされ、また、これらの住民が同月15日までの避難により大幅に回避することのできた内部被曝の危険を回避することができなかったことが明らかになった。そして、もはや被曝量の正確な数値を得ることはできない。このような状況下では、放射線被曝により健康被害が発生するのではないかという恐怖や不安を抱くのは当然であり、申立人らは「放射線被曝に係る恐怖や不安」を抱くことになったことが認められる。

第3 申立人らの「放射線被曝に係る恐怖や不安」は精神的損害が認められるべき法的な権利侵害と認められること

- 1 申立人らの「放射線被曝に係る恐怖や不安」は、自己の身体・健康に関わるものである。身体・健康に関する利益は、人格的利益の中でも根幹をなすものであり、法的保護に値する利益である。

しかしながら、仮に「放射線被曝に係る恐怖や不安」を抱いた場合であっても、客観的根拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることは妥当でない（乙〇。東京高裁平成28年1月13日判決参照）。したがって、当該恐怖や不安が法的保護に値する利益侵害と評価されるためには、その不安が客観的根拠に基づくものであり、かつ、一般通常人を基準として受忍すべき限度を超える恐怖や不安を抱いたと認められることを要すると解するべきである。

以下、検討する。

- (1) 客観的根拠①：本行政区は後に「居住制限区域」に指定されたこと

本行政区は平成24年7月17日に住民の被曝線量を低減するために、居住制限区域に指定されており、同日以降本行政区に滞在することは、被曝線量低

減の観点からは適切ではない。

そして、平成23年3月15日時点の放射線量は、居住制限区域に指定された平成24年7月17日時点の放射線量より格段に高く、且つ、平成23年3月15日時点の本行政区には、大量の放射性ヨウ素が存在したことから、平成23年3月15日からしばらくの期間の本行政区への滞在は、平成24年7月17日以降の滞在に比べると格段に避けるべきものである。

また、本行政区は、飯舘村の居住制限区域の中でも、蕨平行政区及び比曽行政区とともに年間積算線量が50ミリシーベルトを超える高線量地区が混在する地区（平成24年6月11日付『「避難指示区域の見直し」に係る飯舘村の方針決定について（通知）』参照）であるから、本行政区への滞在は、他の居住制限区域への滞主に比べ、さらに避けるべきものである。

その上、居住制限区域は、不要な被曝を防ぐために不要不急の立ち入りは控え、用事が終わったら速やかに退出するよう一般的な注意喚起が行われている地区であるにも関わらず、申立人らは特段の防護措置、被曝管理をせず、本行政区に留まっていた。

以上の客観的根拠に照らすと、申立人らが、平成23年3月15日以降、本行政区に滞在し生活を続けたことは、被曝線量低減の観点からは、著しく不相当であったといえる。

そして、被曝線量低減の目的は、健康被害の防止にある以上、申立人らが、将来の健康について恐怖や不安を抱くのは当然である。

申立人らの恐怖や不安は、以上のとおりの客観的根拠に基づくものである。

(2) 客観的根拠②：放射線に関する行政法規の基準値を優に上回る汚染状況であること

本行政区の汚染状況は、第2、1、(3)ア記載のとおり「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき設定され「人がみだりに立ち入らないような措置を講じ」ることが求められている「管理区域」の設定基準の25倍から750倍の汚染状況であった。

また、本行政区から採取された土壌は、第2、1、(3)イ記載のとおり同特別措置法により「特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定」され、国の責任により「収集、運搬、保管及び処分」がなされ、保管にあたっては周囲に囲いを設けること（同施行規則第15条1号イ）、保管場所から指定廃棄物が飛散、流出しないように措置を講ずること（2号）、保管場所の周囲に人がみだりに立ち入らないようにし、指定廃棄物の表面を土壌で覆う等により放射線を遮蔽する等必要な措置を講ずること（10号）が求められることとなる基準値である8,000ベクレル/kgを上回る汚染状況である（本件事故発生前の基準値は、80分の1である0.1ベクレル/gである）。

これらの規定は、放射線防護の観点から被曝線量を可能な限り小さくすることを目的として定められたものであり、実際に健康に影響を生じ得る水準を相当下回る値を基準とするものと考えられる。しかしながら、その基準値を数百倍も上回る地域に「立ち入る」に留まらず、特段の防護措置を採らずに生活をした場合、健康不安を感じることは当然であり、申立人らの恐怖や不安は、漠然としたものではないことはいうまでもなく、客観的根拠に基づくものである。

(3) 一般通常人の意識

放射線による発がんリスクは、国際的な合意に基づく科学的知見によれば、100ミリシーベルトを超えるあたりから、被曝線量に依存して発がんリスクが増加されていることが示されている一方、100ミリシーベルト以下の被曝線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。

但し、100ミリシーベルト以下であればリスクがないという考え方は採用されておらず、放射線防護や放射線管理の立場からは、しきい値がなく、直線的にリスクが増加するという考え方が採用されており、科学的知見に基づいて一定の放射線被曝は許容されるという考え方ではなく、できるだけ放射線被曝

は避ける、ないし少なくするという考えで法規制がなされている。

また、わが国では、過去の広島、長崎の原爆被害等の国民的経験により幼少期から同被害、特に放射線による被曝の悲惨さ凄まじさを知識として有し、社会一般でも放射線は危険であり、科学的知見に基づいて一定の放射線被曝は許容されるという考え方ではなく、できるだけ放射線被曝は避ける、ないし少なくするという意識が浸透している。

申立人らは、平成23年3月12日の避難指示に基づき避難した住民らに比べて突出した外部被曝の危険にさらされ、また、これらの住民が大幅に回避することのできた内部被曝の危険を避けることができなかったという状況にある。

そして、法規制の在り方及び一般国民の放射線に対する認識を前提とすれば、科学的知見を考慮したとしても、上記のような状況を踏まえれば、申立人らが恐怖や不安を抱くことはやむを得ないし、一般通常人の意識からしても絶対に避けたい状況であったと言える。

- 2 なお、被申立人は、平常時の公衆の個人線量限度が年間1ミリシーベルトとされる一方、緊急時被曝状況や現在被曝状況においてはそれぞれ年間20から100ミリシーベルト、年間1から20ミリシーベルトを参考レベルとして定められていることをとらえ、仮に年間20ミリシーベルトの被曝があっても権利侵害はないかのような主張をしているが、緊急被曝状況ないし現在被曝状況という状況を招いたのは被申立人であり、このことに申立人らに一切責任はない以上、平常時では保護される個人線量限度の限界値を、被申立人が一方的に変更することができる理由はなく、また、申立人らが平常時では避けるべきとされている放射線量を大きく上回る程度の放射線被曝の危険にさらされていたことは明らかであり、これを正当化する理由もない（正当化する理由がないことは、被申立人も争わないものと思われる。）のであるから、権利侵害があることは明白である。

- 3 以上のとおり、申立人らは、結果的に高線量地域に滞在することとなり、通常はさらされることがないレベルの放射線被曝の具体的危険にさらされたものの、正確な被曝量は把握出来ない状態であり、同人らの放射線被曝による健康等への

現在及び将来にわたる恐怖や不安は漠然とした不安感ではなく客観的根拠に基づくものである。また、前記のとおり状況の本行政区への滞在による放射線被曝の危険は、一般通常人であれば誰もが等しく回避したいと考えるものであり、およそこれを受忍すべきものとは評価できない。一般通常人を基準としてもその受忍限度を優に超えることが認められる。

以上からすると、申立人らは、一般通常人を基準として受忍すべき限度を超える「放射線被曝に係る恐怖や不安」を抱いたもので、その恐怖や不安は客観的根拠に基づくものであり、精神的損害が認められるべき法的な権利侵害が発生しているというべきである。

第4 結論

以上のとおりであり、早期に避難した者を除き、申立人らには「放射線被曝に係る恐怖や不安」に対する慰謝料を支払うことが相当であるが、その金額については、各申立人の本行政区への滞在期間等の事情により10万円から30万円までの間で個別的に認定するのが相当である。

但し、子供については、放射線への感受性が高いことが一般的に認識されていることから、この点を考慮し60万円が相当である。

平成29年5月31日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲 介 委 員 中 尾 正 浩

【別表】

番号	氏名	性別	事故時 年齢	一時避難期間			避難開始日 (一時避難を除く)	滞在期間 (一時避難期間控除済)			和解案
				3/15 - 3/31	4/1 - 4/22	4/23 -		3/15 - 3/31	4/1 - 4/22	4/23 -	
○-○	○	男	○				H23.6.20	17	22	59	30万円
○-○	○	女	○	1			H23.6.20	16	22	59	30万円
○-○	○	男	○				H23.4.1	17	1	0	10万円
○-○	○	女	○				H23.3.18	4	0	0	0円
○-○	○	女	○				H23.3.17	3	0	0	60万円
○-○	○	男	○				H23.3.17	3	0	0	60万円
○-○	○	男	○	7			H23.5.22	10	22	30	20万円
○-○	○	女	○	7			H23.5.22	10	22	30	20万円
○-○	○	女	○	7			H23.5.22	10	22	30	20万円
○-○	○	女	○				H23.5.22	17	22	30	30万円
○-○	○	女	○	7			H23.4.25	10	22	3	20万円
○-○	○	女	○	7			H23.4.25	10	22	3	60万円
○-○	○	女	○	7			H23.4.25	10	22	3	60万円
○-○	○	男	○				H23.7.6	17	22	75	30万円
○-○	○	女	○				H23.5.6	17	22	14	30万円
○-○	○	男	○				H23.5.6	17	22	14	30万円
○-○	○	女	○				H23.3.15	1	0	0	0円
○-○	○	男	○				H23.3.15	1	0	0	0円
○-○	○	女	○				H23.3.15	1	0	0	60万円
○-○	○	男	○				H23.3.15	1	0	0	60万円
○-○	○	女	○				H23.3.15	1	0	0	60万円
○-○	○	男	○	7	6		H23.5.29	10	16	37	20万円
○-○	○	女	○	7	6		H23.5.29	10	16	37	20万円
○-○	○	女	○				H23.3.17	3	0	0	0円
○-○	○	女	○				H23.3.17	3	0	0	60万円
○-○	○	女	○					0	0	0	0円
○-○	○	男	○				H23.6.20	17	22	59	30万円
○-○	○	女	○	6			H23.6.20	11	22	59	30万円
○-○	○	女	○				H23.6.20	17	22	59	30万円
○-○	○	女	○				H23.3.19	5	0	0	0円
○-○	○	男	○	3			H23.6.20	14	22	59	30万円
○-○	○	女	○				H23.3.19	5	0	0	60万円
○-○	○	女	○				H23.3.19	5	0	0	60万円
○-○	○	女	○				H23.3.19	5	0	0	60万円
○-○	○	男	○				H23.3.19	5	0	0	0円
○-○	○	女	○				H23.3.19	5	0	0	0円
○-○	○	男	○	7	1		H23.5.21	10	21	29	20万円
○-○	○	女	○	15	2		H23.4.21	2	19	0	10万円